

妙高市信用保証料補給規程

(目的)

第1条 この規程は、中小企業の個人及び法人（以下「中小企業者」という。）が借入れた資金の信用保証料を予算の範囲内で補給し、もって妙高市の中小企業の振興を図るものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、市内に事業を営む中小企業者で新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証融資の承諾金額が5,000万円以下のもので、次の各号により融資した資金について適用する。

- (1) 妙高市産業振興資金融資規程（平成12年新井市訓令第14号）
- (2) 妙高市企業立地特別資金融資規程（平成6年新井市訓令第18号）
- (3) 妙高市地方産業育成資金貸付規程（昭和56年新井市訓令第16号）
- (4) 新潟県小規模企業支援資金融資要綱
- (5) 新潟県セーフティネット資金融資要綱
- (6) 新潟県事業再生資金融資要綱
- (7) 新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱の新技术・新事業等展開貸付、脱炭素貸付、設備投資促進貸付
- (8) 新潟県中小企業創業等支援資金融資要綱
- (9) 新潟県経営改善サポート資金融資要綱
- (10) 新潟県事業承継資金融資要綱
- (11) 小規模企業者カードローン当座貸越根保証
- (12) 新潟県短期事業資金融資要綱

(補給の率)

第3条 補給する信用保証料の率は、次の保証融資の承諾金額区分により以下の率とする。ただし、5,000万円以下の承諾金額を分割し適用することはできないものとする。

- (1) 200万円以下のもの 信用保証料の100パーセント
- (2) 200万円をこえ600万円以下のもの 信用保証料の70パーセント
- (3) 600万円をこえ1000万円以下のもの 信用保証料の60パーセント
- (4) 1000万円をこえるもの 信用保証料の50パーセント

(保証料補給の申請)

第4条 信用保証料の補給を受けようとするときは、別記様式第1号による信用保証料補給申請書

を市長に提出しなければならない。

(保証料補給の期間)

第5条 信用保証料補給の期間は、保証承諾の期間とする。

2 借入者の契約不履行による返済契約日以降のものは、前項の規定にかかわらず信用保証料の補給はしない。

(決定通知)

第6条 市長は信用保証料の補給が決定したときは、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(信用保証料の支払方法)

第7条 市長は、前条の決定通知後、速やかに信用保証料を支払うものとする。ただし、信用保証協会との契約に基づき発行された請求書により信用保証料の請求があったもののうち、妙高市産業振興資金融資規程、妙高市企業立地特別資金融資規程又は妙高市地方産業育成資金貸付規程により融資を受けた場合は、第4条の申請及び第6条の決定通知を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

(補給率の特例)

2 新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表第1項、第3項及び第7項の規定による融資のうち新型コロナウイルス感染症を原因とする融資に関し補給する信用保証料の率は、第3条の規定にかかわらず次の率とする。

(1) 5,000万円以下のもの 信用保証料の100パーセント

(特例に係る申請等)

3 前項の融資に関し、令和2年2月28日から令和2年5月14日までに信用保証料を支払った者(以下「既補給者」という。)は、別記様式第3号による信用保証料支払申請書兼請求書により市へ申請及び請求するものとする。この場合において、市長は、申請及び請求の内容が適正と認められるときは、別記様式第4号による信用保証料支払額確定通知書により既補給者に対し通知し、信用保証料を支払うものとする。